

春監公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和7年度財務監査（事務監査）の結果（令和7年10月6日付け春監公表第22号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び同条第4項において準用する前条第3項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和7年10月29日

春日市監査委員 松尾英二  
同 原克巳

## 令和7年度財務監査（事務監査）措置状況報告【市民部】

### 1 税務課（資産税担当）

監査の結果	措置の内容
消耗品（色上質紙）購入（134,750円）について、請書が見当たりません。請書は、受注者が発注者からの注文を承諾したことを示す書類です。確実な履行を促すためにも請書の徵取漏れに注意してください。	請書の徵取漏れについて確認しました。原因は、消耗品を購入する際の事務処理に関わる根拠法令の確認不足です。 本件は、既に納品済、支払済であり、契約は履行されています。 今後、財務事務処理をする際は、財務会計事務の手引及び春日市財務規則等、根拠法令等を担当者及び監督職で確認いたします。